

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成28年8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
佐久漁業協同組合	佐久市大字跡部17 - 1	内共第1号
下伊那漁業協同組合	飯田市松尾明7, 499	内共第6号
波田漁業協同組合	松本市波田10, 098	内共第4号
安曇漁業協同組合	松本市安曇4, 460	内共第4号
更埴漁業協同組合	千曲市上山田温泉2-11-3	内共第1号
犀川殖産漁業協同組合	長野市信州新町新町34 - 8	内共第4号

2 変更の内容

(1) 佐久漁業協同組合遊漁規則

第5条第2項の表中

「

(1) 抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域とする。	周 年
(2) 雨 川 小海線鉄橋より上流域とする。	
(3) 内山川 初谷橋より上流域とする。	
(4) 香坂川 香坂川ダム堤より上流域とする。	
(5) 湯 川 御代田露切橋より上流域とする。	
(6) 千曲川 千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。	

」

を

「

(1) 抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域とする。	周 年
(2) 雨 川 小海線鉄橋より上流域とする。	
(3) 内山川 苦水橋より上流域とする。	
(4) 香坂川 志賀川との合流点より上流域とする。	
(5) 志賀川 潜岩橋より上流域とする。	
(6) 湯 川 御代田露切橋より上流域とする。	
(7) 千曲川 千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。	

」

に改める。

第7条第1項(1)の表中

「

あゆ以外の魚種	1 日	1,300円
	1 年	6,500円

」

を

「

あゆ以外の魚種	1 日	1,300円
	10月第二土曜日から翌年2月15日まで (にじまずに限る)	3,500円
	1 年 (にじまずにあっては、2月16日から9月30日)	6,500円

」

に改める。

(2) 下伊那漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項中「500円」を「1,000円」に改める。

第8条中「様式第1号から第3号まで」を「様式第1-1～3号、第2-1～3号及び第3号」に改める。

様式第1号中「500円」を「1,000円」に改め、同様式を様式第1-1号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第1-2号 雑魚日釣遊漁証

コンビニ発券機による日釣遊漁証(コンビニにより様式は若干異なります)

雑魚日釣遊漁証			
殿	承認日	年	月 日
遊漁料	1,000円	魚種	鮎を除く魚種
漁具、漁法	竿釣		
遊漁日	年 月 日		
注意事項	下伊那漁業協同組合長		
(1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。			
(2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。			
(3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。			
(4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。			
(5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。			
(6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。			
(7) 魚全長の制限 あまご、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、おいかわ8cm以下のものは採捕してはならない。			
(8) 採捕禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで。かじか 3月1日から5月15日まで。			
・釣場の頭上前後の電線に注意してください。			
・サイレンが鳴ったら川から離れてください。 販売店：			

様式第1-3号 雑魚日釣遊漁証

インターネット販売による日釣遊漁証

雑魚日釣遊漁証			
殿			
遊漁料	1,000円		
魚種	鮎を除く魚種		
漁具、漁法	竿釣		
遊漁日	年 月 日		
承認日	年	月	日
下伊那漁業協同組合長			
注意事項			
(1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。			
(2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。			
(3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。			
(4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。			
(5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。			
(6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。			

- (7)魚全長の制限 あまご、いわな、にじます 15cm以下、
こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、
おいかわ8cm以下のものは採捕してはならない。
- (8)採捕禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで。
かじか 3月1日から5月15日まで。
- ・釣場の頭上前後の電線に注意してください。
 - ・サイレンが鳴ったら川から離れてください。

様式第2号中「500円」を「1,000円」に改め、同様式を様式第2-1号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第2-2号 鮎日釣遊漁証

コンビニ発券機による日釣遊漁証(コンビニにより様式は若干異なります)

鮎日釣遊漁証			
	殿	承認日	年 月 日
遊漁料	2,000円	魚種	鮎
漁具、漁法	竿釣		
遊漁日	年 月 日		
注意事項	下伊那漁業協同組合長		
<p>(1)遊漁の際本証は必ず携帯すること。</p> <p>(2)監視員の要求あるときは本証を提示すること。</p> <p>(3)表記以外の漁具、漁法の使用はできません。</p> <p>(4)遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。</p> <p>(5)違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。</p> <p>(6)本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣場の頭上前後の電線に注意してください。 ・サイレンが鳴ったら川から離れてください。 			
		販売店：	

様式第2-3号 鮎日釣遊漁証

インターネット販売による日釣遊漁証

鮎日釣遊漁証			
	殿		
遊漁料	2,000円		
魚種		鮎	
漁具、漁法		竿釣	
遊漁日	年 月 日		
承認日	年 月 日		
	下伊那漁業協同組合長		
注意事項			
<p>(1)遊漁の際本証は必ず携帯すること。</p> <p>(2)監視員の要求あるときは本証を提示すること。</p> <p>(3)表記以外の漁具、漁法の使用はできません。</p> <p>(4)遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。</p> <p>(5)違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。</p> <p>(6)本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣場の頭上前後の電線に注意してください。 ・サイレンが鳴ったら川から離れてください。 			

(3) 波田漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項(1)の表中	「	1,000円	を	「	1,050円	に改め、同条第2
	」	4,000円	」	」	4,200円	

項中「次に掲げる」を「当組合が指定し公示した」に改め、同項ただし書中「700円」を「1,000円」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前各号に掲げる場所」を「前号」に、「組合」を「当組合」に改め、同号を第2号とする。

(4) 安曇漁業協同組合遊漁規則

第5条の表中

「	(1) 梓川の松本市安曇霞沢発電所堰堤下流110メートルから上流110メートルの間。 (2) 梓川の松本市安曇東京電力稲核ダム堰堤下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの間。 (3) 梓川の松本市安曇昭和電工赤松発電所堰堤下流100メートルから上流50メートルの間。 (4) 梓川の松本市安曇東京電力大正池ダム下流110メートルから上流全域。	周年	」
---	--	----	---

を

「	(1) 梓川の松本市安曇霞沢発電所堰堤下流110メートルから上流110メートルの間。 (2) 梓川の松本市安曇東京電力稲核ダム堰堤下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの間。 (3) 梓川の松本市安曇昭和電工赤松発電所堰堤下流100メートルから上流50メートルの間。 (4) 梓川の松本市安曇東京電力大正池ダム下流110メートルから上流全域。 (5) 梓川の松本市奈川金原砂防堰堤の下流150メートルの間及び左岸に設置された魚道のすべての区間。 (6) 梓川の松本市安曇梓川頭首工から下流150メートル上流150メートルの間。	周年	」
---	--	----	---

に改める。

第7条第1項ただし書中「500円」を「1,000円」に改め、同項の表中	「	500円	を
	」	3,500円	

「	1,050円	に改める。
」	4,200円	

(5) 更埴漁業協同組合遊漁規則

第4条の表中 「こい・ふな・うぐい・おい
かわ・うなぎ」 を 「こい・ふな・うぐい・おい
かわ・うなぎ・にじます」 に、
「にじます・いわな・やまめ」 を 「いわな・やまめ」 に改める。

(6) 犀川殖産漁業協同組合遊漁規則

第9条に次の1項を加える。

3 遊漁者が遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。

別記様式第1号及び別記様式第2号中

- 「 1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示してください。
2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従ってください。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしないでください。
4 期日の過ぎた券は破棄してください。」

を

- 「 1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示してください。
2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従ってください。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしないでください。
4 期日の過ぎた券は破棄してください。
5 この承認証は紛失しても、再交付はしません。」

に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

- (1) 2の(1) 平成28年8月17日
- (2) 2の(2) 平成29年4月1日
- (3) 2の(3)から(6)まで 平成28年8月17日

園芸畜産課